

◎新潟県告示第912号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年8月24日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
平成30年8月14日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
北蒲原郡聖籠町大字三賀字聖籠山 934番1の内	5.00	29.08